

府中市立府中第十小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等についての基本理念

- (1) いじめ防止等の対策は、いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。
- (2) いじめ防止等のための対策は、児童の生命及び心身を保護し、児童をいじめから確実に守るとともに、児童のいじめに関する理解を深め、児童がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければなりません。
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策はいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければなりません。
- (4) いじめ防止等のための対策は、学校に加え、市、東京都、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 府中市立府中第十小学校いじめ防止基本方針策定の意義

府中市いじめ防止対策推進条例で示された学校及び学校の教職員の責務は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童の保護者、地域住民並びにいじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処することとなっています。

そのことを受け、府中市立府中第十小学校いじめ防止基本方針は、学校のいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針を示すものです。

3 本方針におけるいじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 いじめの禁止

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはなりません。

5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの学校でも起こり得るという認識の下、学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要があります。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

児童がいじめについてよく考え、理解が深まるよう、道徳の授業や、代表委員会等による主体的な取組などを通じて、いじめは絶対に許されないものである、という児童の自覚を促します。

(2) 児童をいじめから守ること

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、当該児童が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守り抜く取組を徹底します。

(3) 児童のいじめ解決に向けた行動の促進

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていても、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えている可能性に配慮し、教員、保護者等に伝えた児童を守り抜くとともに、児童による主体的な取組を支援します。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への過敏な感覚と的確な指導力を高めます。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図ります。

(5) 保護者、地域及び関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があります。

保護者は、府中市いじめ防止対策推進条例に示された通り、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるようにします。また、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護します。さらに、市及び学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるようにします。

6 いじめ防止等についての学校の取組

(1) 未然防止

- ① 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめに向かない態度・能力の育成
- ② 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組の推進
- ③ 情報モラル教育などインターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ④ 校内研修の充実等による教職員の資質の向上
- ⑤ 児童及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 個人面談、学校だよりなど家庭との緊密な連携・協力

(2) 早期発見

- ① ふれあい月間のアンケートや心の健康観察などの定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい体制の整備

- ② 相談室、保健室、校長室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ③ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応

- ① いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応による早期解決
 - ・管理職、生活指導主任、学年主任、当該学級の担任等によるいじめ防止対策委員会の開催
 - ・生活指導夕会における情報共有
- ② いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全の確保
- ③ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ④ 教育的配慮の下、毅然として態度によるいじめた児童への指導
- ⑤ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ⑥ 保護者への支援・助言
- ⑦ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ⑧ 関係機関、専門家等との相談・連携
- ⑨ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談
- ⑩ いじめの解決後の3か月間の見守りによるいじめ解消の確認

(4) 重大事態への対処

- ① 市教育委員会への速やかな報告
- ② 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対し、上記調査結果における事実関係等の必要な情報の適切な提供と、早期解決

付則：令和6年7月1日改定